

第 2 7 号 議 案

新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例の一部を改正する条例

新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例（平成 12 年新宿区条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 都市計画事務の部 71 の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第 105 条第 1 項」を「第 163 条の 59 第 1 項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に改め、「建築されるマンション」の次に「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンション」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）の施行によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるため